

新潟市犯罪被害者等支援推進計画

令和 5 年 4 月

(令和 7 年 4 月変更)

新 潟 市

目 次

第 1	計画策定について	1
1	計画の趣旨	
2	計画の位置づけ	
3	計画の期間	
第 2	犯罪被害等の状況	2
1	本市における刑法犯認知件数	
2	犯罪被害者等の置かれる状況	
第 3	計画の基本的な考え方	5
1	基本理念・方針	
2	支援体制	
3	重点課題	
第 4	具体的な取組み	8
1	相談及び情報の提供	
2	心身に受けた被害及び影響から回復	
3	日常生活の支援及び配慮	
4	安全の確保	
5	居住の安定	
6	雇用の安定	
7	経済的負担の軽減	
8	市民等の理解の増進	
9	教育活動の推進	
10	人材の育成	
11	民間支援団体に対する支援	
第 5	進行管理	18
1	取り組み状況の公表	
2	計画の見直し	
資料編		
1	新潟市犯罪被害者等支援条例	19
2	新潟市犯罪被害者等支援にかかる資金の貸付に関する規則	
3	新潟市犯罪被害者等見舞金支給要綱	
4	新潟市犯罪被害者等助成金支給要綱	
5	新潟市犯罪被害者等支援にかかる庁内連絡会議開催要綱	

第1 計画策定について

1 計画の趣旨

多くの人が犯罪等の被害について他人事のように考えてしまいがちですが、犯罪等は予期せず起こり、誰もある日突然、犯罪被害者等となる可能性があります。

犯罪被害者等は、当該犯罪等による「直接的な被害」にとどまらず、被害に遭ったことによる精神的なショックや身体的不調、生計維持者を失うなどによる経済的な困窮、捜査・裁判への対応による精神的・時間的負担、更には周囲の心ない言動、偏見、誹謗中傷、過剰な取材等による精神的な苦痛などの「二次的被害」や、加害者からの更なる被害等への不安や恐怖など、長期にわたり様々な問題に苦しめられています。

このような状況の中、住民の日常生活を支えるための施策を展開する身近な行政機関として、犯罪被害者等が再び平穏な生活を取り戻すために市町村が果たすべき役割は大きいものと考えます。

国では、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、平成16年に「犯罪被害者等基本法」を制定しました。同法第5条にて、地方公共団体が犯罪被害者等の支援に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し実施することを責務としており、本市では、令和4年8月1日に犯罪被害者等支援における基本理念や市・市民・事業者・民間支援団体の責務、基本的支援施策などについて定めた「新潟市犯罪被害者等支援条例（以下、条例とする）」を施行しました。

この条例に基づき、犯罪被害者等を社会全体で支え、市民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することを目的として、このたび、「新潟市犯罪被害者等支援推進計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、条例第8条の規定に基づき策定するものです。

犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復並びに生活の再構築に向け、適切な支援を行うための基本方針や具体的な施策を示しており、本市の犯罪被害者等に係る施策推進の指針となります。

3 計画の期間

計画期間は、令和5年度から9年度までの5年間とします。

第2 犯罪被害等の状況

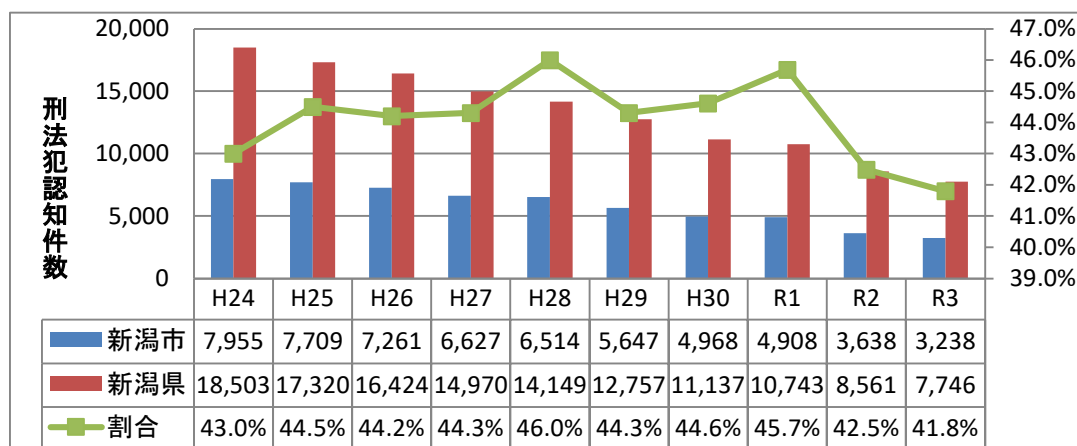
1 本市における刑法犯認知件数等

本市における直近10年間の刑法犯認知件数※は減少傾向で推移しており、令和3年は3,238件となっております。また、県全体の刑法犯認知件数に対する本市の割合についても近年は減少傾向にあります（図1）。

続いて、本市における刑法犯認知件数を平成18年（第1次「新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画」策定前）と令和3年で罪種別に比較すると全ての罪種が減少しております（図2）。

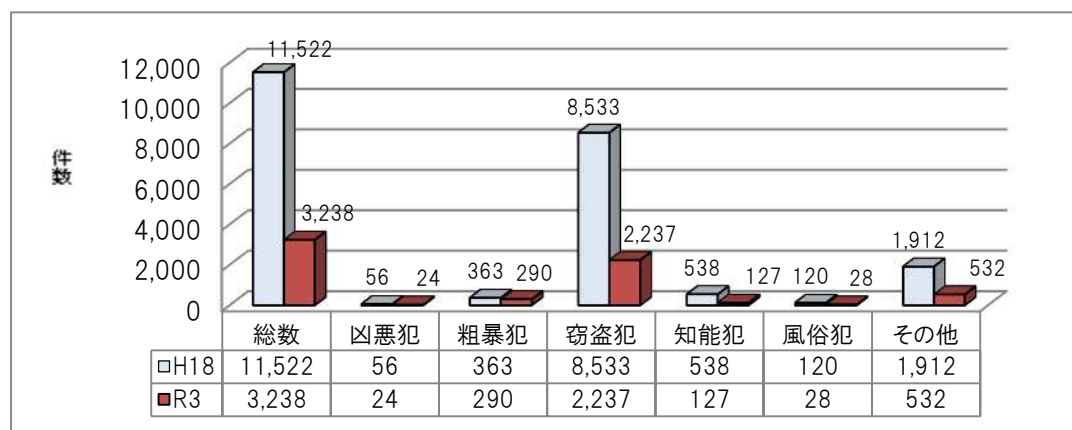
※刑法犯認知件数…「刑法」（暴力行為等ノ処罰ニ関スル法律など一部の法律を含む）に規定された犯罪（交通事故によるものを除く）で、警察において被害届、告訴、告発等を受理した件数。道路交通法やその他の法律に規定された罪は含まない。

図1 直近10年間の刑法犯認知件数及び県全体に占める割合推移



出典：新潟県警察統計

図2 平成18年と令和3年の罪種別対比



出典：新潟県警察統計

本市では犯罪被害者等の多様なニーズに応じた総合的な支援を効果的に推進するため、平成24年より犯罪被害者等支援総合窓口を設置しています。

本窓口における相談件数は近年増加傾向にあり、特に令和3年度は犯罪被害者等支援見舞金を開始したことで相談件数が大幅に増加しました（表1）。

また、にいがた被害者支援センターでは、平成28年度に県から性暴力被害に特化した性暴力被害者支援センターにいがた（以下、「ワンストップ支援センター」という。）の業務委託を受け、同年12月に開設しています。開設以降、性被害を含めた相談件数が増加傾向にあります。ワンストップ支援センターは令和3年10月より24時間365日の相談受付体制となり、増加する相談ニーズへ対応しています（表2）。

以上より、全体的な刑法犯認知件数が減少傾向にある一方で、性被害に関する相談が増加傾向にあることから、性被害は警察が認知していない暗数が相当数あるとみられ、このような刑法犯認知件数には表れない被害者等に対しても適切な支援が必要です。

表1 本市の犯罪被害者等支援総合窓口における相談件数

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
件数	0	0	3	4	4	10

表2 にいがた被害者支援センター（ワンストップ支援センター）における相談件数

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
電話相談(件)	415 (35)	604 (204)	947 (329)	791 (293)	1035 (453)	836 (406)
面接相談(件)	21 (4)	42 (21)	69 (30)	57 (23)	59 (32)	74 (32)

※()はワンストップ支援センターでの相談件数を示す。

※上記件数は延べ件数。相談件数の中には警察が認知していないものも含まれる。

2 犯罪被害者等の置かれる状況

犯罪被害者等は、犯罪等により生命を奪われる、家族を失う、けがや障がいを負う、財産を奪われるなどの直接的な被害を受けます。

そして、そのことが精神的なショックや身体的不調につながったり、生計維持者の死亡や失職などによる経済的な困窮に陥ったりすることも少なくありません。

また、周囲の人からの心ない言動等による精神的な苦痛を受けたり、加害者からの更なる被害への不安や恐怖に苛まれたりすることもあります。

加えて、事件の捜査や裁判に際しては、何度も同じ説明をせざるを得ないため、その度に事件のことを思い出してつらい思いをしますし、身体的にも時間的にも負担が強いられることがあります（図3）。

上記のように、犯罪被害者等は長期にわたり様々な問題に苦しめられることから、再び平穏な生活を取り戻すために、本市が果たすべき役割は大きいものと考えます。

例えば、心身への影響などについてはカウンセリングに関する制度、経済的な困窮については見舞金の支給や転居費用の助成に関する制度、また、再被害・二次的被害については安全の確保に関する制度などが必要となります（詳細についてはP.8～17「第4 具体的な取組み」に記載）。

図3 犯罪被害者等が置かれる状況



第3 計画の基本的な考え方

1 基本方針

犯罪被害者等は、犯罪等そのものによる直接的な被害のみならず、心身の不調、経済的負担の増加、周囲の偏見や理解不足による二次的被害を受ける場合もあります。

このような中、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復並びに生活の再構築を図るため、本計画では、条例第3条の基本理念に基づき、次の4つの基本方針を掲げて支援に取り組めます。

○基本方針1 尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重すること

犯罪被害者等の個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重すること。

○基本方針2 状況や事情に応じて適切に行うこと

犯罪被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況や事情に応じた適切な支援を行うこと。

○基本方針3 二次的被害や再被害を生じさせないこと

犯罪被害者等の個人情報の取り扱いに留意し、二次的被害及び再被害が生じることのないよう十分配慮すること。

○基本方針4 途切れなく行われること

犯罪被害者等が安心して暮らせるよう、必要な支援の提供を途切れさせないこと。

2 支援体制

犯罪被害者等の多様なニーズに応じた総合的な支援を効果的に推進するため、条例第13条の規定に基づき、犯罪被害者等支援総合窓口を市民生活課安心・安全推進室に設置し、窓口の一元化を図っています（平成24年度から設置）。あわせて、本市関係部署（各区役所を含む）間における犯罪被害者等支援施策に関する情報の共有や連携の推進のために、令和元年度より新潟市犯罪被害者等にかかる庁内連絡会議を開催し、包括的な支援に努めています。

また、条例第10条の規定に基づき、様々な外部関係機関等と緊密に連携し、一体となった支援を行うとともに、個別の案件に対する支援の調整のために、必要に応じ関係機関を集めた会議を開催します。

○犯罪被害者等支援総合窓口の設置

犯罪被害者等の相談は各窓口で受け付けるとともに、各種手続きについて迅速かつ適切に対応するため、市民生活課安心・安全推進室に犯罪被害者等支援総合窓口を設置し、窓口の一元化を図っています（平成24年度から設置）。

○ワンストップサービスの実施

犯罪被害者等支援総合窓口にて、犯罪被害者等の相談状況に応じた支援制度の案内や関係機関や関係団体に関する情報提供の一元化を図るとともに、庁内関係部署（各区役所を含む）との連携により、各種手続きについてワンストップサービスを実施することで、犯罪被害者等の物理的・精神的な負担等の軽減に取り組めます。

○関係機関等との連携体制の確立

庁内の連携（新潟市犯罪被害者等にかかる庁内連絡会議）

犯罪被害者等支援施策に関する情報を共有し、犯罪被害者等のニーズに応じた総合的な支援を効果的に推進するために、庁内関係所属長を構成員とする連絡会議を定期的かつ必要に応じて開催します。

庁外との連携

犯罪被害者等の相談状況に応じたワンストップサービスを実施するため、本市総合窓口と次の関係機関は、犯罪被害者等が必要とする支援について連絡を密にし、適切な支援に努めます。

■新潟県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室

本市の犯罪被害者等見舞金をはじめ各種助成制度に関するもののほか、支援全般にかかる必要な情報提供について相互に連携します。

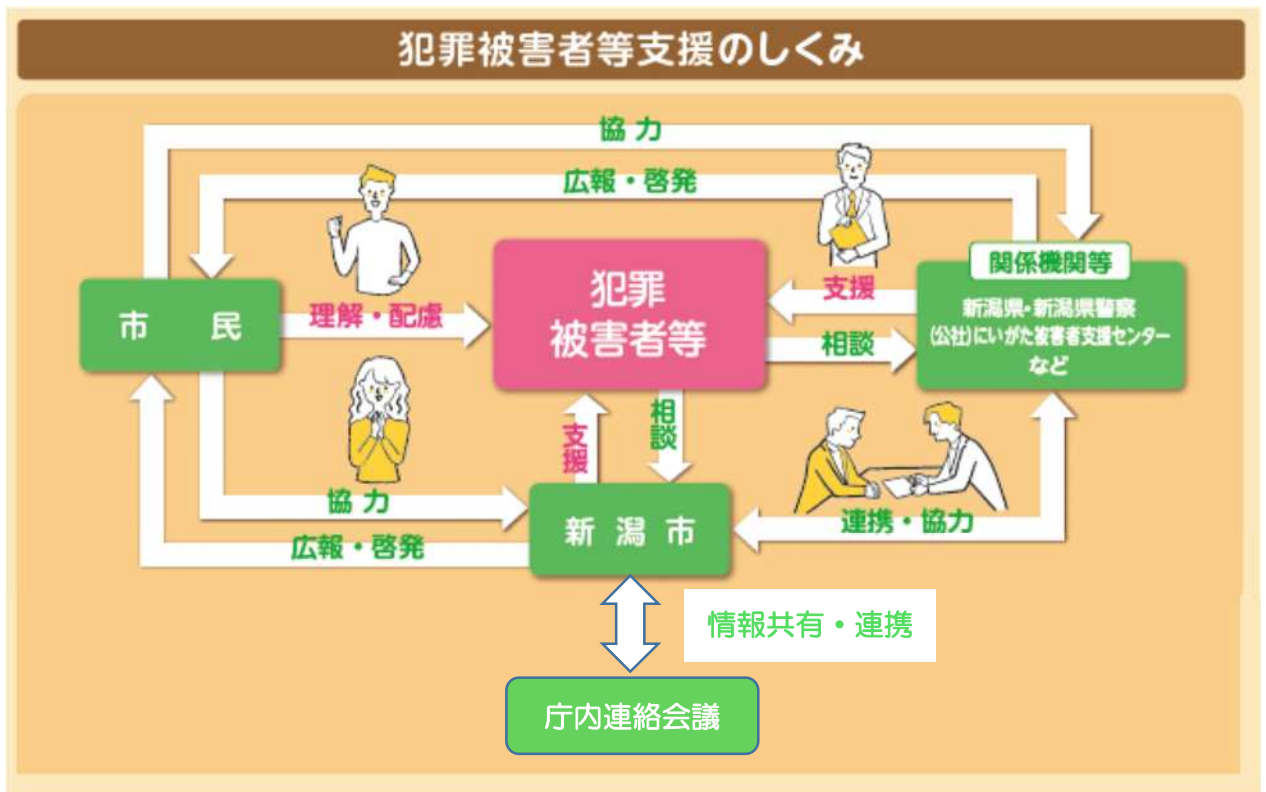
■公益社団法人にいがた被害者支援センター

法律相談をはじめとする各種相談の案内や付添い支援の依頼、自助グループの紹介等のほか、支援全般にかかる必要な情報提供について相互に連携します。

■新潟県総務部県民生活課

本市の犯罪被害者等見舞金に関するもののほか、犯罪被害者等支援にかかる情報共有や意見交換を積極的に行うとともに、周知・広報等について相互に連携します。

図4 支援体制フロー



3 重点課題

条例施行後における市民及び事業者へ犯罪被害者等支援に関する理解の増進と、更なる支援ニーズの把握による支援施策拡充を図るため、次の2つを本計画における重点課題として掲げます。

(1) 犯罪被害者等支援に関する市民等の理解の増進【条例第20条】

犯罪被害者等の支援や二次的被害防止のため、また、犯罪被害者等に対する偏見を持つことがない社会を築くためには、市民及び事業所が犯罪被害者等の支援について理解を深めていくことが重要です。

そのため、市報やホームページ、SNSなどを活用した広報・啓発活動など必要な施策を行います。

(2) 犯罪被害者等の支援ニーズの把握及び支援施策拡充【条例第12条】

犯罪被害者等のための支援施策は、犯罪被害者等の置かれている状況に応じて講じられるべきであり、その支援ニーズを正確に把握し、犯罪被害者等の視点に立って実施される必要があります。

そのため、条例第9条に基づき設置された「新潟市犯罪被害者等支援推進会議」による意見聴取、犯罪被害者等のニーズに関するアンケート調査を実施し、支援施策への反映を図ります。

第4 具体的な取組み

1 相談及び情報の提供 【条例第13条関係】

犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害を軽減、回復し、再び日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするためには、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、専門的知識又は技能を有するものの紹介などを総合的に行うことが必要です。このことから次の施策に取り組みます。

(1) 犯罪被害者等支援総合窓口の設置（市民生活課安心・安全推進室）

犯罪被害者等の様々な相談や各種手続きについて迅速かつ適切に対応するため、総合的に対応できる窓口を設置しています。

市民生活課安心・安全推進室を支援総合窓口とし、犯罪被害者の相談状況に応じた支援制度の案内や関係機関や関係団体に関する情報提供の一元化を図るとともに、庁内各部署（各区役所を含む）との連携により、各種手続きについてワンストップサービスを実施することで、犯罪被害者等の物理的・精神的な負担などの軽減に取り組みます。

(2) 犯罪等に起因する各種相談

犯罪等に起因する様々な問題の解決に向け、各種相談に対応します。

ア) 市民・専門相談【広聴相談課市民相談室】

犯罪等の被害に起因する様々な問題の解決に向け、そのきっかけとなるために、相談員による市民相談のほか、弁護士による法律相談をはじめ司法書士、行政書士、税理士などの専門家による無料相談を行います。

イ) 児童虐待等に関する相談【児童相談所】

児童虐待等の被害を受けた心理的影響や子どもに関する様々な心配ごとなどの相談に対して、専門的な支援を行います。

ウ) 子どもに関する相談【各区健康福祉課】

子育てに関する様々な困りごとについて相談に対応します。

エ) DVに関する相談【男女共同参画課】

配偶者やパートナーなど親密な関係にある者からの暴力被害の悩みに対して、専門的な支援を行います。

オ) 女性に関する相談 [各区健康福祉課]

夫婦や家族の問題や女性に関する悩みに対し専門の女性相談支援員が相談に対応します。

カ) 福祉に関する総合的な相談 [各区健康福祉課]

高齢者福祉、児童福祉、障がい福祉に関する様々な相談に対応します。

キ) こころの健康に関する相談 [こころの健康センター]

こころの健康や精神科受診に関することなど精神保健に関する問題について、来所や電話、メールでの相談に応じ、専門的な助言や指導、関係機関の情報提供などを行います。

ク) 消費生活に関する相談 [消費生活センター]

悪質商法や特殊詐欺の被害を含む消費生活全般についての相談に応じ、問題の解決に向けた支援を行います。

ケ) 学校における被害者支援相談 [教育委員会学校支援課]

犯罪被害者等の状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談センターなどによる各種相談を行い、児童・生徒の抱える問題の解決に向けた支援を行います。

2 心身に受けた被害及び影響からの回復 【条例第14条関係】

犯罪被害者等は、犯罪等により心身に大きな被害を受けるほか、自身や家族が被害にあったことによる精神的なショックから日常生活に影響が出る場合もあります。

犯罪等の被害を受けた方々が、できるだけ早く心身に受けた被害や影響から回復できるようにするため、保健医療・福祉サービスの提供などに関し、次の施策に取り組みます。

(1) カウンセリング費用の助成 [市民生活課安心・安全推進室]

犯罪被害者等が、心理的外傷（PTSD）やその他の犯罪等により心身に受けた被害や影響から回復するために、臨床心理士等の専門家から受けるカウンセリング費用を助成します。（上限額 15万円） ➡要綱については資料編 P.33

(2) 障がいのある方への年金等の支給

関連項目：7 経済的負担の軽減【条例第19条関係】

犯罪等により、障がいを負った場合に年金等を支給します。

ア) 障害基礎年金の支給 [保険年金課]

犯罪等により65歳までに一定の障がいの状態になった方で、初診日の前々月

までの加入期間のうち、保険料納付済期間及び免除期間が2/3以上ある場合や、20歳時に一定の障がいの状態にある方に年金を支給します。

イ) 特別障害給付金の支給【保険年金課】

犯罪等により障がいの状態になったにもかかわらず、国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金を受給できなかった方に、福祉的措置として給付金を支給します。

(3) 身体障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付【障がい福祉課】

犯罪等により障がいの状態になり障がい者手帳を交付された方に、各種障がい福祉サービスや援助を提供します。

(4) 障がいのある方への手当の支給

関連項目：7 経済的負担の軽減【条例第19条関係】

犯罪等により、障がいを負った場合に各種手当を支給します（所得制限あり）。

ア) 特別障がい者手当の支給【障がい福祉課】

20歳以上の方で、犯罪等により重度の障がいがあり、日常生活を送る上で常時特別の介護を必要とする在宅の方へ手当を支給します。

イ) 障がい児福祉手当の支給【障がい福祉課】

犯罪等により障がいの状態になった20歳未満の児童に対して、その障がいによって生じる特別の負担を軽減するために手当を支給します。

ウ) 特別児童扶養手当の支給【障がい福祉課】

犯罪等により心身に重度または中程度の障がいが生じた20歳未満の児童を養育している保護者に手当を支給します。

(5) 自立支援医療に関する支給

関連項目：7 経済的負担の軽減【条例第19条関係】

犯罪等によって、障がいがあり、自立支援医療の対象となった犯罪被害者等に対し、制度説明と手続きを案内します（所得制限あり）。

ア) 自立支援医療（育成医療）【こども家庭課】

18歳未満の児童が、指定されている医療機関で手術などにより障がいを軽減するための治療を行う場合に、医療費の一部を公費負担します。

イ) 自立支援医療（更生医療）【障がい福祉課】

障がい者手帳の交付を受けている方が、指定されている医療機関で手術などにより障がいを軽減するための治療を行う場合、医療費の一部を公費負担します。

ウ) 自立支援医療（精神通院医療）[障がい福祉課]

精神疾患の外来通院にかかる医療費の一部を公費負担します。

3 日常生活の支援及び配慮 【条例第 15 条関係】

犯罪被害者等の多くは、犯罪等による直接的な被害に加えて、医療機関への通院や入院、裁判手続きへの対応などにより、それまで普通にできていた日常の事柄ができなくなる場合があります。家事や介護の支援、一時保育など、適切な支援を提供することで犯罪被害者等の負担の軽減を図るために、次の施策に取り組みます。

(1) 一時保育（一時預かり）サービスの提供 [幼保運営課]

犯罪等の被害に関連した各種手続きなど、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった小学校就学前までの乳幼児について、保育施設での一時預かりを引き受けます（収入により費用負担が異なります）。

(2) 母子生活支援施設への入所措置 [こども家庭課]

関連項目：4 安全の確保【条例第 16 条関係】

犯罪等の被害により母親が一人で子育てをすることが困難な状況にある場合、母子生活支援施設への入所措置を行い、母子世帯の自立に向けた支援を行います（収入により費用負担が異なります）。

(3) 子育て短期支援（ショートステイ）サービスの提供 [こども家庭課]

保護者の方が犯罪等の被害で入院するなどにより一時的に乳幼児（2 ヶ月～3 歳未満）の養育ができない場合に、市が委託契約している施設で預かり（宿泊を伴う）ます（収入により費用負担が異なります）。

(4) ひとり親家庭等に対する日常生活支援 [こども政策課]

ひとり親家庭の母または父及び寡婦が、一時的に介護や保育、家事手伝いなどの日常生活支援を必要とする場合、家庭生活支援員を派遣します（事前登録が必要。なお、収入により費用負担が異なります）。

4 安全の確保 【条例第 16 条関係】

犯罪被害者等は被害後においても、二次的被害や再被害の危険などにさらされる場合があるため、安全の確保に関し、次の施策に取り組みます。

（１）住民基本台帳事務における支援措置【市民生活課】

D V及びストーカー行為などの被害者から住民基本台帳事務における支援措置について希望する申し出があり、その必要性が認められる場合は、加害者からの所在確認を目的とした住民票や戸籍の附票の請求を制限し、被害者の保護を図ります。

（２）税の諸証明の発行制限【市民税課】

D V及びストーカー行為などの被害者から税の諸証明（所得証明など）の発行制限について希望する申し出がある場合及び住民基本台帳事務における支援措置を受けている場合は、発行を制限し、被害者の保護を図ります。

５ 居住の安定 【条例第１７条関係】

犯罪被害者等は、自宅で被害等に遭った場合や二次的被害や再被害防止のために転居が必要になる場合があります。その際に速やかな居住の安定を図るために、市営住宅への入居における特別の配慮や、転居費用の助成による負担の軽減など、居住の安定に関し、次の施策に取り組みます。

（１）市営住宅の入居支援【住環境政策課】

犯罪等の被害により従前の住宅への居住が困難となった犯罪被害者等に対して、抽選会における当選確率を上げる優遇措置として、抽選札を２枚配布し、優先的な取り扱いを行います。

また、配偶者及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力により従前の住宅への居住が困難となった方に対しては、抽選札を３枚配布し、優先的な取り扱いを行います。

なお、緊急に迫られる事情がある場合は、目的外使用許可による入居支援に取り組みます。

（２）転居費用の助成【市民生活課安心・安全推進室】

犯罪等や二次的被害または再被害により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等に対して、速やかな居住の安定を図るため、転居にかかった費用について助成します。（上限２０万円） ➡要綱については資料編 P. 33

（３）物件探しの支援【住環境政策課】

犯罪被害者等の民間賃貸借住宅への転居に際し、住宅の確保に特に配慮が必要な場合、「居住支援法人」を紹介するなど、関係団体の協力のもと物件探しについて支援を行います。

6 雇用の安定 【条例第18条関係】

犯罪被害者等は、犯罪等の被害による直接的な心身への影響や通院、または警察での事情聴取や裁判手続きへの対応など様々な事情によって仕事を休まざるを得ない場合や、場合によっては職を失うこともあることから、雇用の安定に関し、次の施策に取り組みます。

（１）生活困窮者への自立相談支援【福祉総務課保護室】

犯罪等の影響により職を失うなど経済的に困窮している方に対して、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的なプランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

（２）ひとり親家庭の就業に関する給付金の助成

犯罪等により、ひとり親家庭となった母及び父に対して、就業に関する各種給付金を助成します。

ア）高等職業訓練促進給付金の助成【こども政策課】

母子家庭の母、父子家庭の父が安定した収入を期待できる資格を取得するため、一定の間、育成機関での修業を必要とする場合に、その修業期間の一部において訓練促進給付金と入学時の費用の一部を修了後に助成します。

イ）自立支援教育訓練給付金の助成【こども政策課】

母子家庭の母、父子家庭の父が、職業能力の向上のため国が指定する講座などを受講する場合に、その受講経費の一部を助成します。

（３）ひとり親家庭等への就業・自立の支援

犯罪等によりひとり親家庭となった母及び父に対して、就業及び自立に関する各種支援を行います。

ア）ひとり親家庭等への就業・自立支援【こども政策課】

ひとり親家庭の母または父の自立の促進及び子どもの健全な育成を図るために、本市と新潟県が共同で新潟県母子寡婦福祉連合会に委託して、「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」を開設し、専門の相談員による生活・就職相談や養育費相談などを実施します。

イ）ひとり親家庭等への自立支援プログラム策定【こども政策課】

ひとり親家庭等の母または父に対して、母子・父子自立支援プログラム策定員が、ひとり一人の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、自立や就労の支援を行います。

7 経済的負担の軽減 【条例第19条関係】

犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、関係機関等と連携しながら、経済的な支援に関し、次の施策に取り組みます。

（１）犯罪被害者等見舞金の支給【市民生活課安心・安全推進室】

犯罪被害に遭われた方やそのご遺族に対して、被害の早期回復及び軽減を図るために見舞金を支給します。（遺族見舞金 30万円、重傷病見舞金 10万円）

→要綱については資料編 P.28

（２）犯罪被害者等支援にかかる資金の貸付け【市民生活課安心・安全推進室】

犯罪等の被害を受けたために資金を必要とする犯罪被害者等に対して、無利子での資金の貸付を行います。（上限 50万円） →規則については資料編 P.24

（３）交通遺児等支援事業【市民生活課安心・安全推進室】

交通事故により保護者を亡くし、または保護者が重度の後遺障害を負った家庭の中学生以下の子どもを対象として、激励金の支給や研修旅行などを実施します。

（４）国民健康保険料の減免

国民健康保険料の負担を軽減するため、状況に応じ保険料の減免を実施します。

ア）国民健康保険料の障がい者減免【保険年金課】

国民健康保険加入世帯で、犯罪等により障がいの状態になり障がい者手帳の交付を受けている場合、申請により状況に応じた保険料の減免を実施します。

イ）国民健康保険料の寡婦・ひとり親減免【保険年金課】

国民健康保険加入世帯で、犯罪等の被害により地方税法上の寡婦・ひとり親に該当する状態となった場合、申請により状況に応じた保険料の減免を実施します。

（５）介護保険に関する支援

介護保険に関する負担を軽減するため、状況に応じ保険料や利用料の減免を実施します。

ア）介護保険料の減免及び徴収猶予【介護保険課】

第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が犯罪等の被害を受け、生活が著しく困難となった場合は、保険料の減免及び徴収猶予を行います。

イ) 介護保険利用料の減免 [介護保険課]

要介護認定者又は属する世帯の生計を主として維持する者が犯罪等の被害を受け、生活が著しく困難となった場合は、介護保険利用料の減免を行います。

(6) 遺族への年金等の支給

犯罪等の被害により遺族となった場合に年金等を支給します。

ア) 遺族基礎年金の支給 [保険年金課]

犯罪等により死亡した方が、死亡日の前々月までの加入期間のうち、保険料納付済期間及び免除期間が2/3以上ある場合や老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある場合、その方に生計を維持されていた子どものいる配偶者や子ども(18歳に到達した最初の3月31日まで、障がいのある方は20歳になるまで)に対して年金を支給します。

イ) 寡婦年金の支給 [保険年金課]

犯罪等により死亡した夫が、死亡日の前日において保険料を納付した期間と免除を受けた期間が10年以上あり、どの年金も受けずに亡くなった場合、その夫と10年以上継続して婚姻関係(事実上の婚姻関係を含む)にあり、夫の死亡当時にその夫に生計を維持されていた妻に対して、60歳から65歳になるまでの間年金を支給します。

ウ) 死亡一時金の支給 [保険年金課]

犯罪等により死亡した方が、死亡日の前日において国民年金第1号被保険者として保険料を納めた期間が36月以上あり、どの年金も受けずに亡くなった場合、その方によって生計を同じくしていた家族に対して年金を支給します。(寡婦年金を受けられる場合はどちらか一方を選択)

エ) 葬祭費の支給 [保険年金課]

犯罪等により国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者が死亡した場合、申請により、葬儀を行った方に葬祭費として5万円を支給します。

(7) 子育てに関する経済的支援

子育てに要する負担軽減について、犯罪被害者等の置かれた状況に応じて各種経済的支援を行います。

ア) ひとり親家庭等医療費の助成 [こども政策課]

ひとり親家庭(母または父に重度の障がいがある場合を含む)の母または父等及び児童に対して医療費を助成します(所得制限あり)。

イ) 児童扶養手当の支給【こども政策課】

ひとり親家庭（母または父に重度の障がいがある場合を含む）の母または父等に対して、生活の安定と自立の促進を目的とした手当を支給します（所得制限あり）。

ウ) 母子父子寡婦福祉資金の貸付【こども政策課】

子どもを扶養している母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦（一部所得制限あり）、父母のない20歳未満の方が、経済的に自立し安定した生活を送るために必要な資金の貸付を行います。（※同じ用途で複数の借入れを行う際に貸付額が減額となる場合があります）

エ) 保育料の減免【幼保運営課】

犯罪等の被害により世帯の収入が減少したため保育料の納入が困難となった場合などに、保育料の減免を実施します。

（８）就学に関する経済的支援

犯罪等の被害により、世帯の働き手や職を失うなどの経済的な理由によって、教育の機会が失われないよう各種支援を行います。

ア) 就学援助費の支給【教育委員会学務課】

経済的理由によって、就学が困難な学齢児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費の一部などを助成します。

イ) 奨学金の貸付け【教育委員会学務課】

修学のために経済的支援が必要な方に対して、奨学金の貸付を行います。

ウ) 入学準備金の貸付け【教育委員会学務課】

修学が困難な方の保護者または修学に要する費用を負担する方に、高等学校などの入学に際して必要となる費用のための資金の貸付を行います。

（９）生活保護制度【各区保護課・健康福祉課、福祉総務課保護室】

関連項目：6 雇用の安定【条例第18条関係】

犯罪等の影響により職を失うなど生活に困窮している方に対して、生活保護法に基づき、その困窮程度に応じて国が定めた最低限度の生活を保障するとともに、生活・健康の維持向上や自立に向けた支援を行います。

8 市民等の理解の増進【条例第20条関係】

犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むようになるとともに、犯罪被害者等に対する偏見を持つことがない社会を築き二次的被害を防止するためには、市民等の理解や配慮、

協力が不可欠です。そのため、市民に対する各種広報啓発に加え、事業主からも犯罪被害者等への支援について理解を深めてもらえるように、次の施策に取り組みます。

（１）市民全般へ向けた広報啓発活動【市民生活課安心・安全推進室】

広報やホームページ、公式ＳＮＳを活用した情報発信のほか、新潟県「犯罪被害者支援を考える月間」（毎年１１月）および国の「犯罪被害者週間」（１１月２５日～１２月１日）に併せた啓発活動により、市民の理解促進を図ります。

（２）事業者に対する啓発活動【市民生活課安心・安全推進室、雇用・新潟暮らし推進課】

関連項目：６ 雇用の安定【条例第１８条関係】

犯罪被害者等が雇用の面で不利な扱いを受けることなく、安定した雇用の継続ができるよう、事業者に向けて、犯罪被害者等支援についてのリーフレットの配布などの啓発活動を推進します。

９ 教育活動の推進 【条例第２１条関係】

犯罪被害者等への適切な支援を行うためには、社会全体で支えていくことが重要であり、子どもの頃から犯罪被害者等支援についての正しい理解を深めることが大切です。そのため、学校等における命の大切さや人権教育に関して、次の施策に取り組みます。

学校における啓発活動【市民生活課安心・安全推進室、教育委員会学校支援課】

関連項目：８ 市民等の理解の増進【条例第２０条関係】

犯罪被害者等支援についてのリーフレットの配布や教材の活用などにより、学校における教育活動を推進します。

１０ 人材の育成 【条例第２２条関係】

犯罪被害者等に対して適切な支援を行うためには、支援の重要性を正しく認識するとともに、犯罪被害者等が置かれている状況やニーズに合わせた支援メニューについての理解が重要であることから、庁内の人材育成について、次の施策に取り組みます。

庁内関係部署職員に対する研修の実施【市民生活課安心・安全推進室】

犯罪被害者等支援施策については、庁内の各部署が所管していることから、全庁的に連携して取り組む必要があるため、各支援業務に従事する担当職員を対象として研修会を年１回以上開催し、犯罪被害者等の支援に必要な情報及び知識の習得に努めるとともに、支援に必要な対応力の向上に取り組みます。

1 1 民間支援団体に対する支援 【条例第23条関係】

犯罪被害者等支援を適切かつ効果的に行う上で、専門的知識や経験の豊富な民間支援団体による支援活動は必要不可欠なものであることから、次の施策に取り組みます。

自助グループ活動の支援【市民生活課安心・安全推進室】

犯罪被害者等が定期的に集まり話し合うことにより、問題の解決や克服につながることを目的とした自助グループの活動について、（公社）にいがた被害者支援センターにその開催運営を委託することで支援を行います。

第5 進行管理

1 取り組み状況の公表

本計画を策定し、犯罪被害者等支援に関する事項について調査・審議等を行うための附属機関である「新潟市犯罪被害者等支援推進会議」において、計画の進捗状況及び主な支援施策の状況等について情報共有と意見交換を行い、必要に応じて支援制度の新設や制度の拡充など今後の施策に反映させます。

また、上記の内容について年度ごとにホームページ等で公表します。

2 計画の見直し

犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、計画期間中にあっても、犯罪被害者等支援施策の展開、犯罪被害者等のニーズ、犯罪被害者等を取り巻く状況の変化などに応じて計画の見直しを行います。

○新潟市犯罪被害者等支援条例

目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 推進体制の整備等（第8条－第12条）

第3章 基本的施策（第13条－第24条）

第4章 雑則（第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務並びに民間支援団体の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復並びに犯罪被害者等の生活の再構築を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、市民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- （2） 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- （3） 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- （4） 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う団体をいう。
- （5） 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、他者の無理解又は配慮に欠ける言動、他者による偏見、差別、プライバシーの侵害又はインターネットを通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失その他の被害をいう。
- （6） 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び犯罪等により受けた被害をいう。
- （7） 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が受けた被害（二次的被害及び再被害を含む。以下同じ。）の軽減及び回復並びに犯罪被害者等の生活の再構築を図り、二次的被害及び再被害を防止し、並びに犯罪被害者等への市民及び事業者の理解を深める取組をいう。
- （8） 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。
- （9） 関係機関等 国、本市以外の地方公共団体、警察、犯罪被害者等支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわし

い処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いに留意し、二次的被害及び再被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを計画的に実施する責務を有する。

- 2 市は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、関係機関等との連絡調整を緊密に行うものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう努めるものとする。

- 2 市民は、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、犯罪被害者等の雇用及び勤務に十分配慮するよう努めるものとする。

（民間支援団体の役割）

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 推進体制の整備等

（犯罪被害者等支援に関する計画）

第8条 市は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。

- 2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1） 犯罪被害者等支援に関する基本方針
- （2） 犯罪被害者等支援に関する具体的施策
- （3） 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項

- 3 市は、計画を定め、又は変更するに当たっては、市民、事業者及び次条第1項に規定する新潟市犯罪被害者等支援推進会議の意見を聴くとともに、提出された意見及びその反映状況等を公表するものとする。

4 市は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第8条第1項に規定する犯罪被害者等基本計画が変更されたときその他必要が生じたときは、計画の見直しを行う。

5 市は、計画に基づく施策の実施状況を定期的に公表するものとする。

（犯罪被害者等支援推進会議の設置等）

第9条 市は、市長の附属機関として、新潟市犯罪被害者等支援推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 推進会議は、犯罪被害者等支援に関する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

3 推進会議は、8人以内の委員で組織する。

4 委員は、犯罪被害者等、学識経験者、民間支援団体の意見を代表する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

9 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

10 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

11 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

（関係機関等の連携体制）

第10条 市は、総合的な犯罪被害者等支援を関係機関等と一体となって実施するため緊密に連携し、犯罪被害者等が関係機関等のうちいずれのものに支援を求めた場合においても、必要とする支援が同様に受けられるよう努めるものとする。

2 市は、個別の案件の支援を調整するため、必要に応じ、関係機関等と会議を開催するものとする。

（財政上の措置）

第11条 市は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（意見の反映）

第12条 市は、犯罪被害者等支援に関する施策に犯罪被害者等の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 基本的施策

（相談及び情報の提供等）

第13条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、専門的知識又は技能を有するものの紹介等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

2 市は、犯罪被害者等が犯罪等に起因する法律問題の解決を図ることができるようにするため、弁護士による相談その他の必要な施策を講ずるものとする。

（心身に受けた被害及び影響からの回復）

第14条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた被害及び影響から回復できるようにするため、臨床心理士等によるカウンセリング、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日常生活の支援及び配慮）

第15条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、家事又は介護を行う者の派遣、一時保育、教育を受けるために必要な支援等、犯罪被害者等の状況に応じた生活支援及び精神的負担への配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

（安全の確保）

第16条 市は、二次的被害及び再被害を防止し、犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（居住の安定）

第17条 市は、犯罪等、二次的被害又は再被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、新潟市営住宅条例（平成9年新潟市条例第15号）第3条第1号に規定する市営住宅への入居における特別の配慮、転居費用の援助その他の必要な施策を講ずるものとする。

（雇用の安定）

第18条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての事業者への啓発活動、犯罪被害者等の就労に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（経済的負担の軽減）

第19条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、関係機関等と連携し、見舞金の支給等必要な経済的支援等を行うよう努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、犯罪等の被害を受けたため資金を必要とする犯罪被害者等に対し、50万円を超えない範囲で無利子の資金の貸付けを行うものとする。

（市民等の理解の増進）

第20条 市は、関係機関等と連携し、広報活動、啓発活動等を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について市民及び事業者の理解を深めるとともに、二次的被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう必要な施策を講ずるものとする。

（教育活動の推進）

第21条 市は、学校、家庭及び地域社会の連携の下、犯罪被害者等への理解を深め、二次的被害の防止等のため必要な教育活動を推進するものとする。

（人材の育成）

第22条 市は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間支援団体に対する支援）

第23条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、財政上の措置、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

る。

(支援を行わないことができる場合)

第24条 市は、犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

第4章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年8月1日から施行する。

○新潟市犯罪被害者等支援にかかる資金の貸付けに関する規則

第1条 この規則は、新潟市犯罪被害者等支援条例（令和4年新潟市条例第30号。以下「条例」という。）第19条第2項の規定による貸付け（以下「貸付け」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- （2） 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病で、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 身体的な負傷又は疾病の場合 療養期間が1月以上で、かつ、入院期間が3日以上と医師に診断されたもの
 - イ 精神疾患の場合 療養期間が1月以上で、かつ、労務に服することができない期間が3日以上と医師に診断されたもの
- （3） 犯罪被害者 犯罪行為により死亡した者及び重傷病を負った者をいう。
- （4） パートナーシップの関係又はファミリーシップの関係 市が別に定める関係で、それぞれの関係について地方公共団体からパートナーシップ宣誓書受領書その他の書面により証明を受けたものをいう。

（遺族の範囲）

第3条 貸付けを受けることができる犯罪被害者の遺族は、犯罪被害者が死亡した時において、犯罪被害者と次の各号のいずれかの関係にある者とする。

- （1） 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- （2） 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- （3） パートナーシップの関係（市が別に定める関係をいう。以下同じ。）にある者
- （4） 子（縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）
- （5） 父母（縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）
- （6） 孫
- （7） 祖父母
- （8） 兄弟姉妹
- （9） パートナーシップ関係又はファミリーシップ関係にある者

（貸付けを受けることができる者）

第4条 貸付けを受けることができる者は、次に定める者であつて第7条第1項の規定による申請を行う時において市内居住者（未成年者を除き、本市の住民基本台帳に記録されている者又はやむを得ない理由により本市の住民基本台帳に記録されず本市に居住している者をいう。第7条において同じ。）であるものとする。

- （1） 次のいずれかに該当する者
 - ア 犯罪行為（当該犯罪行為の事実が警察等関係機関への照会により確認することができるものに限る。イにおいて同じ。）により死亡した犯罪被害者の遺族
 - イ 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者
- （2） 法第4条の規定により犯罪被害者等給付金の支給を受けることができる者であるときは、

公安委員会に犯罪被害者等給付金の支援にかかる裁定の申請をし、又はしようとするもの

- 2 市長は、同一の犯罪行為による被害につき、既に貸付けを行ったとき、又は他に貸付けを行った者がいるときは、重ねて貸付けを行わないものとする。

(貸付金の限度額)

第5条 貸付金の額は、一の犯罪行為による被害につき、1万円を単位として、50万円を限度とする。

(貸付けの条件等)

第6条 貸付けの条件は、次に定めるところによる。

(1) 貸付利息 無利子

(2) 償還期間 貸付を行った日の属する月の翌月から起算して6月の据置期間経過後、50月以内

- 2 市長は、貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）がやむを得ない理由により貸付金の償還が困難となったと認められる場合は、償還の期限を延長することができる。

(貸付けの申請)

第7条 貸付けの申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号に規定する新潟市犯罪被害者等貸付金借入申請書に、別記様式第2号に規定する犯罪被害申告書のほか、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

申請者	添付書類
遺族	(1) 住民票の写し、戸籍の附票の写しその他の申請者が申請を行う時において、市内居住者であることを証する書類 (2) 戸籍の謄本、抄本その他の申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を証する書類 (3) 犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類 (4) 申請者が、犯罪被害者が死亡した時において、犯罪被害者と事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情であった者であるときは、住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書その他のその事実を認めることができる書類 (5) 申請者が、犯罪被害者が死亡した時において、犯罪被害者とパートナーシップの関係又はファミリーシップの関係にあった者であるときは、第2条第4号に規定する書面 (6) その他市長が必要と認める書類
犯罪被害者	(1) 住民票の写し、戸籍の附票の写しその他の申請者が申請する時において、市内居住者であることを証する書類 (2) 犯罪行為による負傷又は疾病が重傷病に該当することを証する医師の診断書 (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の添付書類は、市長がその提出を不要と認める場合は、これを省略することができる。

- 3 市長は、貸付けに必要な条件等に関し、インターネットの利用その他の方法により周知に努める

とともに、申請者に対し貸付けに必要な指導又は助言を行うものとする。

(貸付けの申請期限)

第8条 前条の申請は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に掲げる期限までに行わなければならない。

(1) 犯罪被害者 犯罪行為が発生した日から1年

(2) 犯罪被害者の遺族 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した日から1年

2 前項の申請期限までに申請を行わなかった場合において、当該犯罪行為の加害者により身体を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により申請ができなかったときは、その理由がなくなった日から6月以内に限り、これを行うことができる。

(貸付けの決定)

第9条 市長は、第7条第1項の規定による申請があった場合には、速やかに審査の上、貸付けの適否を決定し、別記様式第3号に規定する新潟市犯罪被害者等貸付金にかかる審査結果通知書により申請者に通知するものとする。

(貸付金の貸付け)

第10条 前条に規定する通知により貸付けの決定を受けた者は、別記様式第4号に規定する新潟市犯罪被害者等貸付金借用書を市長に提出して、貸付けを受けるものとする。

(貸付けの制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、貸付けをしないことができる。

(1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は申請者と加害者の間に親族関係（事実上の婚姻又は養子縁組関係にある者及びパートナーシップの関係又はファミリーシップの関係ある者を含む。）があったとき。

(2) 犯罪被害者又は申請者が、犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪行為による死亡又は重傷病につき、犯罪被害者又は申請者にも、その責に帰すべき行為があったとき。

(3) 犯罪被害者又は申請者が、新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に定める暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）並びに同条第2号に定める暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であったとき。

(4) 犯罪被害者又は申請者が、同一の犯罪行為による被害につき、他の地方公共団体からこの貸付けと同種の貸付金を受けたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又は申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、貸付けをすることが社会通念上適切でないと認められるとき。

(貸付けの取消し)

第12条 市長は、第9条の規定による貸付けの決定後、次の各号のいずれかに該当した場合は、当該貸付けを取り消すことができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当していると判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき。

(3) その他市長が貸付けを不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行う場合は、別記様式第5号に規定する新潟市犯罪被害者等貸付金取消通知書により申請者に通知するものとする。

(貸付金の返還)

第13条 市長は、前条の規定による取消しを行ったときは、借受人に直ちに貸付金の全部について返還を命ずるものとする。

(償還方法の変更)

第14条 借受人は、償還方法の変更を希望する場合は、別記様式第6号に規定する新潟市犯罪被害者等貸付金償還方法変更申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかに審査の上、償還方法の変更の適否を決定し、別記様式第7号に規定する新潟市犯罪被害者等貸付金償還方法変更にかかる審査結果通知書により借受人に通知するものとする。

(借受人に関する事項の変更の届出)

第15条 借受人は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、別記様式第8号に規定する新潟市犯罪被害者等貸付金借入申込事項変更届出書により速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) 世帯構成
- (5) 勤務先
- (その他)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、令和4年4月1日以後に発生した犯罪行為について適用する。

附 則 (令和7年新潟市規則第43号)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、令和6年4月1日以後に発生した犯罪行為に係る貸付けの申請から適用する。

○新潟市犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るための見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた、刑法（明治40年法律第45号）その他日本国における刑罰法令に規定する、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病により、療養に要する期間が1か月以上、かつ、通算3日以上入院（精神疾患の場合は通算3日以上労務に服することができない）と、医師に診断されたものをいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪行為により死亡又は重傷病を負った者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者またはその遺族をいう。
- (5) パートナーシップの関係又はファミリーシップの関係 市が別に定める関係で、それぞれの関係について地方公共団体からパートナーシップ宣誓書受領書その他の書面により証明を受けたものをいう。

(見舞金の種類、支給額及び支給対象者)

第3条 見舞金の種類、支給額及び支給対象者は、次の各号に定めるところとする。

(1) 遺族見舞金

ア 支給額 30万円

イ 支給対象者 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族（第5条の規定による第1順位の遺族（当該犯罪行為が行われたときにおいて新潟県内に住所を有し、かつ、第7条第1項の規定による申請時において、本市に住所を有する者に限る。）をいう。）

(2) 重傷病見舞金

ア 支給額 10万円

イ 支給対象者 犯罪行為により重傷病を負った者（当該犯罪行為が行われたときにおいて新潟県内に住所を有し、かつ、第7条第2項の規定による申請時において、本市に住所を有する者に限る。）

2 前項各号の見舞金の対象となる犯罪行為については、警察に被害が認知されており、かつ、当該認知の事実が警察等の関係機関への照会等により市長が確認できることを要件とする。

3 第1項各号に定める見舞金について、支給対象者が、やむを得ない理由により住民登録をせずに本市に居住している場合は、居住していることが客観的に確認できる書類の提出により「本市に住所を有している者」とみなすことができる。

(支給の調整)

第4条 重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪行為による重傷病により死亡した場合

に、当該犯罪被害者の遺族に対して支給する遺族見舞金の額は、すでに支給した重傷病見舞金の額を減じて得た額とする。

なお、他の地方公共団体において重傷病見舞金と同種の見舞金等の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪被害により死亡した場合も同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給対象者は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者又は婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者若しくは犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（ファミリーシップの関係及び縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡当時、胎児であった子がその後出生した場合において、前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときは同項第2号の子とし、その他のときにあっては、同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給対象者となる遺族の順位は、第1項各号に掲げる順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。

ただし、第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金を申請することができない。

4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。

(支給の制限)

第6条 市長は、次の各号に掲げる場合は、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、他の地方公共団体から当該見舞金と同種の支給を受けているとき。
- (2) 当該死亡又は重傷病の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者の間に親族関係（事実上の婚姻又は養子縁組関係及びパートナーシップ又はファミリーシップの関係を含む。）があったとき。

ただし、市長が支給対象として認め特段の理由がある場合は、この限りでない。

- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪行為による死亡又は重傷病につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (4) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、新潟市暴力団排除条例（平成24年条例第61号）第2条第2号及び第3号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であったとき。

- (5) 前4号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(支給の申請)

第7条 遺族見舞金の支給の申請を行う者は、新潟市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（別記第1号様式）及び犯罪被害申告書（遺族見舞金）（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請を行う者が、当該死亡の原因となる犯罪行為が行われたときにおいて、新潟県内に住所を有していた又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）
- (2) 申請を行う者が、申請時において、本市に住所を有することを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）
- (3) 申請を行う者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本、その他の地方公共団体の長が発行する証明書
- (4) 申請を行う者が、犯罪被害者が死亡した時において、犯罪被害者と事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請を行う者の親族、友人、隣人等の申述書等）
- (5) 申請を行う者が、犯罪被害者が死亡した時において、犯罪被害者とパートナーシップ関係又はファミリーシップ関係にあった者であるときは、第2条第5号に規定する書面（本市発行のパートナーシップ宣誓書受領証の写し等）
- (6) 申請を行う者が配偶者（犯罪被害者の死亡当時事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった者及びパートナーシップ又はファミリーシップの関係にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）
- (7) 申請を行う者が第5条(2)の規定による生計維持関係であった遺族であり、第1順位遺族を決定するのに必要があるときは、当該死亡の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（犯罪被害者の収入を証明する資料、家計簿、住民票の写し等）
- (8) 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上あるときは、新潟市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（別記第3号様式）
- (9) その他、市長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の支給の申請を行う者は、新潟市犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書（別記第4号様式）及び犯罪被害申告書（重傷病見舞金）（別記第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書

診断書は、犯罪行為により負傷し又は疾病にかかった日、療養期間、入院日数、病名を明記したものである。

ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であったことを明記したものである。

(2) 申請を行う者が、当該重傷病の原因となる犯罪行為が行われたときにおいて、新潟県内に住所を有していた又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）

(3) 申請を行う者が、申請時において、本市に住所を有することを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）

(4) その他、市長が必要と認める書類

3 第1項又は第2項の申請を行う者がやむを得ない理由により当該見舞金の申請手続きができない場合は、当該申請者に代わって親族等が申請手続きをすることができる。

（支給の申請期限）

第8条 前条の規定による申請は、犯罪行為が発生した日から1年を経過したときは行うことができない。

なお、重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪行為により死亡した場合に、当該犯罪被害者の遺族が遺族見舞金の支給を受ける場合にあっては、死亡した日から1年を経過したときは、支給を受けることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体を自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により前項に規定する期間を経過する前に、前条の規定による申請ができなかったときは、その理由がなくなった日から6か月以内に限り、前条の申請をすることができる。

（支給の決定等）

第9条 市長は、第7条の規定による申請があった場合は審査を行った後、見舞金を支給する旨又は支給しない旨の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかに、新潟市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（別記第6号様式）又は新潟市犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書（別記第7号様式）により、申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する見舞金の審査に際し、申請を行った者等から当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合、市長は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

4 前項の規定は、見舞金の支給決定後においても適用することができる。

（見舞金の請求）

第10条 前条の規定により見舞金の支給決定通知を受けた者は、新潟市犯罪被害者等見舞金支給請求書（別記第8号様式）により、市長に当該見舞金の支給を請求するものとする。

（支給決定の取消し）

第11条 市長は、当該見舞金の支給決定後、次のいずれかに該当した場合は、第9条第1項の規定による決定を取り消すことができる。

(1) 第6条各号のいずれかに該当していると判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき。

2 前項の規定により取消しを行った場合は、市長は、犯罪被害者等見舞金支給取消通知書（別記第9号様式）により申請者に通知するものとする。

（見舞金の返還）

第 12 条 見舞金の支給を受けた者が、前条の規定により見舞金の支給決定の全部又は一部を取り消されたときは、当該見舞金を返還しなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以降に発生した犯罪行為による死亡又は重傷病に適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日以降に発生した犯罪行為による死亡又は重傷病に適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

○新潟市犯罪被害者等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市犯罪被害者等支援条例（令和4年新潟市条例第30号。以下「条例」という。）第14条及び第17条の規定により、犯罪被害者等に対する助成金の交付に関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 条例第2条第1項第1号に定める犯罪等のうち、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた、刑法（明治40年法律第45号）その他日本国における刑罰法令に規定する、人の生命又は身体を害する行為（刑法第37条第1項本文、同法第39条第1項又は同法第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は同法第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）で、かつ、当該行為の事実が警察等関係機関への照会により確認することができるものをいう。
- (2) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病で、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 身体的な負傷又は疾病の場合 療養期間が1月以上で、かつ、入院期間が3日以上と医師に診断されたもの
 - イ 精神疾患の場合 療養期間が1月以上で、かつ、労務に服することができない期間が3日以上と医師に診断されたもの
- (3) 犯罪被害者 犯罪行為により死亡した者及び重傷病を負った者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその家族又は遺族をいう。
- (5) 助成金 第4条から第5条までの規定により支給する金銭をいう。
- (6) パートナーシップの関係又はファミリーシップの関係 市が別に定める関係で、それぞれの関係について地方公共団体からパートナーシップ宣誓書受領書その他の書面により証明を受けたものをいう

2 本条に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(家族又は遺族の範囲)

第3条 助成金の給付を受けることができる犯罪被害者の家族又は遺族は、犯罪行為が発生した時において、犯罪被害者と次の各号のいずれかの関係にある者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 子（縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）
- (3) 父母（縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹
- (7) パートナーシップ関係又はファミリーシップ関係にある者

(カウンセリング費用の助成)

第4条 市長は、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者等が、病院、診療所その他の医療機関の精神科若しくは心療内科等又はカウンセラーが所属する事業所において、心理的外傷その他深刻な精神的不調に対するカウンセリング（医療保険の適用を受けることができない外来によるものに限る。以下同じ。）を受けた場合は、それに要した費用（以下「カウンセリング費用」という。）を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。

（1） 心理的外傷その他深刻な精神的不調が、犯罪行為に起因して生じていること。

（2） 申請を行う時において本市の住民基本台帳に記録されている者又はやむを得ない理由により本市の住民基本台帳に記録されずに市内に居住している者（以下「市内居住者」という。）である者

（3） 次に掲げる者のいずれかに該当すること。

ア 犯罪行為により死亡した者の遺族

イ 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者又はその家族

2 前項の規定による助成の額は、犯罪被害者等が受けたカウンセリングに要した費用の実費額に対し、一の犯罪行為による被害につき、全ての犯罪被害者等を通じて15万円を限度とする。

3 第1項の規定による助成の対象となるカウンセリングは、公認心理師、臨床心理士その他これらと同等の資格を有するカウンセラーにより行われたものでなければならない。

（転居費用の助成）

第5条 市長は、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者等が、犯罪行為が発生した時において居住していた住居（以下「従前の住居」という。）から転居した場合は、それに要した費用（以下「転居費用」という。）を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。

（1） 次に掲げるもののいずれかに該当し、従前の住居に居住することが困難になったと認められる者

ア 従前の住居又はその付近において当該犯罪行為が行われたために精神的に当該住居に居住し続けることが困難となった者

イ 当該犯罪行為により従前の住居が滅失し又は著しく損壊したために居住することができなくなった者

ウ 二次的被害若しくは再被害を受けた者又は受ける恐れのある者

エ 当該犯罪行為による犯罪被害者の死亡又は傷病、後遺障害等により、従前の住居における生活を維持することが困難になった者

（2） 犯罪行為が発生した時において市内居住者である者

（3） 次に掲げるもののいずれかに該当する者

ア 犯罪行為が発生した時において、当該犯罪行為により死亡した者と同居していた遺族

イ 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者

2 前項の規定による助成の額は、犯罪被害者等が従前の住居からの転居に要した費用の実費額に対し、一の犯罪行為による被害につき、20万円を限度とする。

3 第1項の規定による助成の対象となる転居の回数は、一の犯罪行為による被害につき、1回までとする。

4 第1項の規定による助成の対象となる転居費用は、引越事業者又は不動産事業者等に支払ったものであって、次に掲げるものとする。

- (1) 転居に係る運送費用並びに荷造り及び不用品の廃棄等のサービスに係る費用
- (2) 敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料、日割り家賃その他の新たな住居に入居する際に要した初期費用
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(助成の申請)

第6条 助成の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号に規定する新潟市犯罪被害者等助成金交付申請書及び別記様式第2号に規定する犯罪被害申告書により市長に申請しなければならない。この場合において、申請者は、原則として事前に市に相談するものとする。

2 前項の申請書には、第4条第1項又は第5条第1項に規定する費用の支払いを証する領収書その他の支払い費用の内容を証明することができる書類及び次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

申請内容	添付書類
カウンセリング費用の助成を遺族が申請するとき	(1) 住民票の写し、戸籍の附票の写しその他の申請者が申請する時において、市内居住者であることを証する書類 (2) 戸籍の謄本、抄本その他の申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を証する書類 (3) 犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類 (4) 申請者が、犯罪被害者が死亡した時において、犯罪被害者と事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情であった者であるときは、住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書その他のその事実を認めることができる書類 (5) 申請者が、犯罪被害者が死亡した時において、犯罪被害者とパートナーシップ関係又はファミリーシップ関係にあった者であるときは、第2条第4号に規定する書面 (6) その他市長が必要と認める書類
カウンセリング費用の助成を犯罪被害者又はその家族が申請するとき	(1) 住民票の写し、戸籍の附票の写しその他の申請者が申請する時において、市内居住者であることを証する書類 (2) 犯罪被害者の家族が申請を行う場合は、戸籍の謄本、抄本その他の申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を証する書類 (3) 犯罪被害者が負った犯罪行為による負傷又は疾病が重傷病に該当することを証する医師の診断書 (4) 申請者が、犯罪被害者と事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情であった者であるときは、住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書その他のその事実を認める

	ことができる書類 (5) 申請者が、犯罪被害者とパートナーシップ関係又はファミリーシップ関係にある者であるときは、第2条第4号に規定する書面 (6) その他市長が必要と認める書類
転居費用の助成を遺族が申請するとき	(1) 住民票の写し、戸籍の附票の写しその他の申請者が犯罪行為の発生した時において、市内居住者であることを証する書類 (2) 住民票の写しその他の申請者が犯罪行為の発生した時において、犯罪被害者と同居していたことを証する書類 (3) 戸籍の謄本、抄本その他の申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を証する書類 (4) 犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類 (5) 申請者が、犯罪被害者が死亡した時において、犯罪被害者と事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情であった者であるときは、住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書その他のその事実を認めることができる書類 (6) 申請者が、犯罪被害者が死亡した時において、犯罪被害者とパートナーシップ関係又はファミリーシップ関係にあった者であるときは、第2条第4号に規定する書面 (7) その他市長が必要と認める書類
転居費用に係る助成の申請を犯罪被害者が行うとき	(1) 住民票の写し、戸籍の附票の写しその他の申請者が犯罪行為の発生した時において、市内居住者であることを証する書類 (2) 犯罪被害者が負った犯罪行為による負傷又は疾病が重傷病に該当することを証する医師の診断書 (3) その他市長が必要と認める書類

3 前項の添付書類は、市長がその提出を不要と認める場合は、これを省略することができる。

(助成の申請期限)

第7条 前条の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限までに行わなければならない。

(1) 第4条に規定するカウンセリング費用の助成の申請 犯罪行為が発生した日から3年

(2) 第5条に規定する転居費用の助成の申請 犯罪行為が発生した日から1年

2 前項の申請期限までに申請を行わなかった場合において、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により申請ができなかったときは、その理由がなくなった日から6月以内に限り、これを行うことができる。

(助成の決定)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による申請があった場合には、速やかに審査の上、助成を行う旨又は助成を行わない旨を決定し、別記様式第3号に規定する新潟市犯罪被害者等助成金交付決定（却下）通知書（により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査に際し、申請者等から当該申請に係る状況等について調査をする

ことができる。この場合、市長は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

3 前項の規定は、助成の決定後においても適用することができる。

(助成金の請求)

第9条 前条第1項に規定する助成の決定通知を受けた者は、別記様式第4号に規定する新潟市犯罪被害者等助成金交付請求書により、当該助成金を請求するものとする。

(助成の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、助成をしないことができる。

- (1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は申請者と加害者の間に親族関係（事実上の婚姻又は養子縁組関係にある者及びパートナーシップの関係又はファミリーシップの関係ある者を含む。）があったとき。
- (2) 犯罪被害者又は申請者が、犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪行為による死亡又は重傷病につき、犯罪被害者又は申請を行う者にも、その責に帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者又は申請者が、新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に定める暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）並びに同条第2号に定める暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であったとき。
- (4) 犯罪被害者又は申請者が、同一の犯罪行為による被害につき、他の地方公共団体からこの助成と同種の助成金を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又は申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、助成をすることが社会通念上適切でないとき。

(助成の取消し)

第11条 市長は、第8条第1項の規定による助成の決定後、次の各号のいずれかに該当した場合は、当該助成を取り消すことができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当していると判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき。
- (3) その他市長が助成を不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行う場合は、別記様式第5号による犯罪被害者等助成金取消通知書により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第12条 市長は、前条の規定による取消しを行ったときは、申請者に直ちに助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、令和4年4月1日以後に発生した犯罪行為について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に発生した犯罪行為について適用する。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

○新潟市犯罪被害者等支援にかかる庁内連絡会議開催要綱

(開催)

第1条 「新潟市犯罪被害者等支援にかかる庁内連絡会議」(以下、「連絡会議」という)を開催する。

(目的)

第2条 新潟市における犯罪被害者等支援施策に関する情報を共有し、犯罪被害者等のニーズに応じた総合的な支援を効果的に推進することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 連絡会議は次の事務を所掌する。

- (1) 犯罪被害者等支援にかかる連絡調整に関すること
- (2) 犯罪被害者等支援にかかる施策の検討、実施に関すること
- (3) その他犯罪被害者等支援にかかる必要事項に関すること

(組織)

第4条 連絡会議の構成員は、別表に掲げる所属の長とする。

- 2 連絡会議に座長を置き、市民生活課長をもって充てる。

(会議)

第5条 連絡会議の招集は、座長が行う。

- 2 座長が必要と認める時は、構成員以外の者に連絡会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、市民生活課安心・安全推進室が行う。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

	所属名		担当分野
構成員	市民生活部	市民生活課	個人情報保護
		市民生活課 消費生活センター	消費生活相談
		男女共同参画課	DV被害者支援
		広聴相談課	専門相談等
	福祉部	福祉総務課	生活保護, 生活困窮者支援
		障がい福祉課	障がい者手帳, 障がい者手当
		高齢者支援課	高齢被害者への支援
		地域包括ケア推進課	地域包括ケアシステムに基づく支援
		介護保険課	介護保険料の減免
		保険年金課	年金給付, 特別障害給付金給付等
	こども未来部	こども政策課	ひとり親家庭等への支援
		こども家庭課	母子生活支援施設, 子育て短期支援事業
		児童相談所	一時保護, 乳児院, 里親
		幼保運営課	一時保育, 保育料減免
	保健衛生部	こころの健康センター	こころの健康に関する相談支援
		保健所保健管理課	保健師活動の統括
	経済部	雇用・新潟暮らし推進課	事業者への啓発
	建築部	住環境政策課	市営住宅抽選倍率優遇, 居住に関する支援
	財務部	市民税課	個人情報保護
	区役所 ※	各区区民生活課(中央区を除く) 中央区窓口サービス課	各種支援事業の受付窓口
		各区健康福祉課 東区・中央区・西区 保護課	
		各区(地域)総務課 北区・江南区は区民生活課	区内の安心安全
	教育委員会	学務課	要・準要保護児童生徒援助費等
		学校支援課	学校現場での対応, 児童の心のケア等
	市民病院	患者総合支援センター	医療福祉相談
事務局	市民生活部	市民生活課 安心・安全推進室	犯罪被害者等支援総合窓口業務 (県, 県警, 庁内等の連絡調整)

※ 区役所は,

- ・区民生活課長グループ会議の幹事区の課長
- ・健康福祉・保護課長グループ会議のグループ長区の課長
- ・区総務課長グループ会議のグループ長区の防犯主管課長

のみ会議への出席を依頼する。